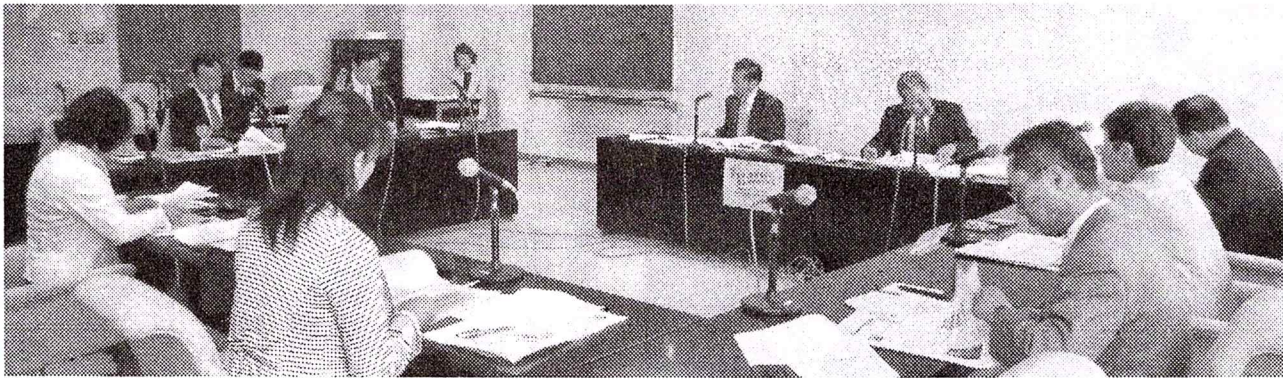


4月23日、文教
厚生常任委員会

多賀城市立図書館を考える

市民の会の請願を否決



23日「多賀城市立図書館を考える市民の会」より提出されていた「CCCに新図書館を委ねることに反対する」請願が文教厚生常任委員会(佐藤恵子委員長)で審議されました。党市議団は採択を主張しましたが、自民・公明市議の反対で否決されました。

【資料】

◆**図書館開館もツタヤ出店と同じ**CCC図書館カンパニー高橋聡社長「本の仕事もしたことがないし、図書館にもほとんど行ったことがない。基本は図書館もツタヤの店舗を出店するのと同じだと考えました」(『朝日新聞』2013.9.11)

◆**図書館は本のレンタル屋**CCC増田宗昭社長「すべてセルフposだし、実際には本のレンタル屋だ。要するに『図書館なんてものはない』…。名前は図書館だが、本のレンタル屋だ」(『あすか会議2013』での講演から(2013.7.6))【注】pos:販売時点情報管理(Point of sale system)-物販販売の売上実績を単品単位で集計すること

◆**図書館は遊園地か**CCC増田宗昭社長「武雄の図書館でも子どもたちがオープンと同時にわっと入ってきて、ぎゃあぎゃあ騒ぎながら走り回っているのを見て、『ああ、この図書館は地元根付くな』と思った」(前出)

◆**指定管理は公募が原則**
「IV 指定管理者導入の手順/1 指定管理者の募集/(1)指定管理者の募集方法/指定管理者の選定は、公募により行うことを原則とします。ただし、以下のような特段の事情が認められる場合には、公募によらず非公募とすることができます。その場合、非公募としなければならない理由について十分な検証を行い、その根拠を示す必要があります。特に、モニタリング効果が優良、コストの妥当性、業務の効率性、サービスの質などについて、非公募とすることの利点がありうるかの検討を評価委員会で行うこととします」(多賀城市指定管理者導入方針)

その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」(図書館法第2条)です。ですから日々資料収集に努め、

うわけです。「モノ」とも

明といいたします。

述べ採択に賛成しました。

まず図書館とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、

また、市教委は「第二次多賀城市立図書館基本計画」で今後の図書館の基

市のやり方は、公平性・透明性を求めている条例

は「以前に社会教育部門に携った経験から図書館は市直営でなければなら

請願の内容は新多賀城市図書館について「企画、設計、運営等についてCCCに任せることを中止」

「名前が図書館だが、本のレンタル屋だ」「子どもたちがぎゃあぎゃあ騒ぎながら走り回っているのを」肯定

質疑終了後各委員は請願について意見を述べました。自民・公明の委員

「第二次多賀城市立図書館基本計画」にある「モノより場、モノよりの時間」の「モノとは何を

充実した図書資料があることが図書館の前提です。ところがCCCは、「図書館(開館)もツタヤの店舗を出店するのと同じ」

「名前が図書館だが、本のレンタル屋だ」「子どもたちがぎゃあぎゃあ騒ぎながら走り回っているのを」肯定

質疑終了後各委員は請願について意見を述べました。自民・公明の委員

「第二次多賀城市立図書館基本計画」にある「モノより場、モノよりの時間」の「モノとは何を

題字は池田和京さんにご揮毫いただきました。

日本共産党
 多賀城市議団・編集長柳原清
 多賀城市留ヶ谷一丁目1番23号
 代表(364)3222
 FAX(309)3910

◇**弁護士による法律相談**
 ◇申込 電話で予約して下さい。
 ◇電話 364-3222
 ◇相談日 4月30日(水) 4月16日(金)
 ◇時間 午後1:30~
 ◇場所 旧阿部福商店となり塩釜県民の会事務所

◇**議員による暮らしの相談**
 電話
 藤原益栄議員 368-6623
 070-6497-6623
 佐藤恵子議員 367-0182
 090-2027-9884
 柳原きよし議員 368-1883
 090-2605-4984
 戸津川はるみ議員 090-7528-2075

東風城目
 いやはや驚いた。4月15日の東日本大震災調査特別委員会でのこと。藤原益栄市議の質問に対し生涯学習課長が「その質問には答えたくありません」と答えたのだ▼変な質問だったか。決してそうではない。今後の本市図書館運営の基本方向を示す「第二次多賀城市立図書館基本計画」にある「モノより場、モノよりの時間」の「モノとは何を指すのか」と尋ねたのだから▼この答弁は地方自治の否定である。地方自治は団体自治と住民自治からなる。団体自治とは自治体は他から支配されることなく自主的・自立的に運営されるということ、それは住民多数の意志に基づいて運営されるというのが住民自治▼住民自治は直接参加もあるが大半は議会を通じて間接的に実現する。情報は当局が独占しているので議会による当局のチェックが重要になる。だから議員の質問に「答えたくない」は住民自治の否定であり、あり得ない答弁である▼23日の議会運営委員会ではさすがに総務部長は「不適切な発言」との認識を示し、議会としては教育長に「あの答弁をどのように認識しているか」と問うことになった。それにしても自らが決めた方針を説明できないとはいったいどういうことか……。